

申請に対する処分の審査基準

担当部署:市民生活部交通防犯課 No.006

処 分 名	交通災害見舞金の支給
処 分 の 概 要	児童生徒が交通事故による災害を受けた場合に見舞金及び弔慰金を支給する。
根拠条例等・条項	春日部市交通災害見舞金支給条例（平成 17 年条例第 123 号）第 3 条、第 4 条、第 6 条 春日部市交通災害見舞金支給条例施行規則（平成 17 年規則第 47 号）第 4 条、第 6 条
審 査 基 準	<p>◎交通災害見舞金を支給するのは、次の要件を満たす方です。</p> <p>●受給対象者 交通事故発生時本市において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により登載され、かつ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて小学校、中学校及び義務教育学校等に在籍する者を含む。）。 ただし、他の市区町村に転出したときは、その資格を失います。</p> <p>●受給資格 見舞金等を受けることができる者は、前条に規定する者の保護者。ただし、保護者がいない場合は、対象者の葬祭を行った者。</p> <p>●申請 申請は、事故の発生した日から 1 年とします。ただし、負傷者がその見舞金を受けた後に後遺障害者となった場合は、この限りではありません。</p>
標準処理期間	15 日
設定年月日	平成 17 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	交通防犯課
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/shisei/gaiyou/soshikiannai/shimin/kotsubohan.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市交通災害見舞金支給条例

(受給対象者)

第3条 見舞金等支給の対象となる者は、交通事故発生時本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により登載され、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童及び生徒（学齢を超えて小学校、中学校及び義務教育学校等に在籍する者を含む。）とする。ただし、他の市区町村に転出したときは、その資格を失う。

(受給資格)

第4条 見舞金等を受けることができる者は、前条に規定する者の保護者とする。ただし、保護者がいない場合は、対象者の葬祭を行った者とする。

(申請)

第6条 この条例の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、事故の発生した日から1年とする。ただし、負傷者がその見舞金を受けた後に後遺障害者となった場合は、この限りでない。

■春日部市交通災害見舞金支給条例施行規則

(見舞金等の申請)

第4条 条例第6条第1項に規定する申請は、交通災害見舞金支給申請書（様式第1号）に次の書類を添えて行わなければならない。

(1) 死亡の場合

- ア 警察署長の発行する交通事故証明書又はこれに代わるべき書類
- イ 死亡診断書又は死体検案書
- ウ 保護者であることを証する書類又はこれに代わるべき書類
- エ その他市長が指定する書類

(2) 後遺障害者及び負傷者

- ア 警察署長の発行する交通事故証明書又はこれに代わるべき書類
- イ 医師の診断書
- ウ 保護者であることを証する書類
- エ その他市長が指定する書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による委員会の審査に基づき支給の可否を決定し、速やかに交通災害見舞・弔慰金支給決定通知書（様式第2号）に基づき通知するものとする。